



島根県報

平成21年3月23日（月）

号外第31号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

- | | | |
|--|-------------|---|
| 島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定める規則を廃止する規則 | （健康福祉総務課） | 2 |
| 青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則 | （農 業 経 営 課） | 3 |
| 島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 | （河 川 課） | 3 |

【告 示】

- | | | |
|---|-------------|---|
| 島根県統計調査条例の規定による実地調査を行う統計調査員その他の職員の身分を示す証明書の様式 | （統 計 調 査 課） | 4 |
| 職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額の一部改正 | （雇 用 政 策 課） | 6 |

【公 告】

- | | | |
|-------------------|---------------------|---|
| 平成21年度前期技能検定試験の実施 | （雇 用 政 策 課） | 6 |
| 平成21年度技能検定試験の実施 | （ ” ） | 9 |

公布された条例等のあらまし

◇島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定める規則を廃止する規則（規則第8号）

1 規則の概要

島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定める規則は、廃止することとした。

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則（規則第9号）

1 規則の概要

青年農業者の要件のうち認定就農計画に基づく研修の終了について、認定就農計画において研修を受けることを要しないとされた場合は除外することとした。（第2条関係）

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

◇島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）

1 規則の概要

(1) 島根県流水占用料等徴収条例に規定する近傍類地の地代等を勘案してその都度知事が定める土地占用料の額は、次に掲げる額を基礎として算定することとした。（第3条関係）

ア 工作物の設置を伴う場合

占用に係る土地の評価額に100分の1を乗じて得た額。ただし、当該評価額を知ることができないときは、近傍類地の固定資産税評価額の1平方メートル当たりの価格に100分の1.43を乗じて得た額に更に占用に係る土地の面積を乗じて得た額

イ 工作物の設置を伴わない場合

占用に係る土地の評価額に100分の0.5を乗じて得た額。ただし、当該評価額を知ることができないときは、近傍類地の固定資産税評価額の1平方メートル当たりの価格に100分の0.715を乗じて得た額に更に占用に係る土地の面積を乗じて得た額

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成21年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第8号

島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定める規則を廃止する規則

島根県立保健環境科学研究所における試験、検査等に係る手数料の額を定める規則（平成16年島根県規則第43号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第9号

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則の一部を改正する規則

青年農業者等早期経営安定資金貸与規則（平成19年島根県規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

ア 認定就農計画（法第2条第2項に規定する認定就農計画をいう。以下同じ。）に基づく12月以上の研修を終了していること。

イ 認定就農計画において、既に就農をするために必要な農業の技術等を有する者として研修を受けることを要しないとされたものであること。

第6条第2号、様式第1号その1及び様式第1号その2中「研修終了確認書」の次に「（認定就農計画で研修を受けることを要しないとされた場合を除く。）」を加える。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第10号

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

島根県流水占用料等徴収条例施行規則（平成12年島根県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（土地占用料の額の算定方法）

第3条 条例別表第2の近傍類地の地代等を勘案してその都度知事が定める額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める額を基礎とし、適宜その他の事項を勘案して算定するものとする。

(1) 工作物の設置を伴う場合 当該占用に係る土地の評価額に100分の1を乗じて得た額。ただし、当該占用に係る土地の評価額を知ることができないときは、近傍類地の固定資産税評価額（地方税法（昭和25年法律第226号）第381条第1項又は第2項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。次号において同じ。）を当該近傍類地の面積で除して計算した1平方メートル当たりの価格に100分の1.43を乗じて得た額に更に当該占用に係る土地の面積を乗じて得た額

(2) 工作物の設置を伴わない場合 当該占用に係る土地の評価額に100分の0.5を乗じて得た額。ただし、当該占用に係る土地の評価額を知ることができないときは、近傍類地の固定資産税評価額を当該近傍類地の面積で除して計算した1平方メートル当たりの価格に100分の0.715を乗じて得た額に更に当該占用に係る土地の面積を乗じて得た額

2 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号に該当する占用以外の占用に係る土地占用料の額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定により算定した額に100分の105を乗じて得た額とする。

3 第1項各号の土地の評価額は、近傍類地の取引価格、不動産鑑定士その他不動産の評価について信用のある者の意見等を考慮して知事が評価した額とする。

別表中「第3条関係」を「第4条関係」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

告 示

島根県告示第195号

島根県統計調査条例（平成21年島根県条例第9号）第6条第2項の規定により、実地調査を行う統計調査員その他の職員の身分を示す証明書を次のように定め、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月 23 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

(表面)

第 号

島根県統計調査条例第6条第2項に規定する実地調査員証

写 真

県指定統計調査名

職名及び氏名

生 年 月 日 年 月 日

上記の者は、島根県統計調査条例第6条の規定により、実地調査をすることができる者であることを証明します。

有効期限 年 月 日

年 月 日

執行機関

印

(裏面)

島根県統計調査条例（平成21年島根県条例第9号）（抄）

(実地調査)

第6条 執行機関は、県指定統計調査の正確な報告を求めるときには、当該県指定統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、又は統計調査員その他の職員に関係者に対して質問させることができる。

2 前項の規定により調査を行う統計調査員その他の職員は、その身分を示す知事が別に定める証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1)・(2) 省略

(3) 第6条第1項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(4)～(6) 省略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A7とする。

島根県告示第196号

職業能力開発促進法施行令の規定に基づく技能検定試験の実技試験手数料の額（平成12年島根県告示第220号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1号中「15,700円」を「16,500円」に改める。

第2号の表中「15,700円」を「16,500円」に、「13,000円」を「13,700円」に、「11,500円」を「12,100円」に改める。

第3号の表中「10,500円」を「11,000円」に、「8,700円」を「9,100円」に、「7,700円」を「8,100円」に改める。

公 告

平成21年度前期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成21年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種（作業名）及び実施等級

(1) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

鑄造（鑄鉄鑄物鑄造作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御平面研削盤作業、数値制御円筒研削盤作業、マシニングセンタ作業）

放電加工（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）

金属プレス加工（金属プレス作業）

鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）

建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）

工場板金（曲げ板金作業、打出し板金作業）

仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）

切削工具研削（工作機械用切削工具研削作業）

ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）

建設機械整備（建設機械整備作業）

婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）

家具製作（家具手加工作業）

建具製作（木製建具手加工作業、木製建具機械加工作業）

石材施工（石張り作業、石積み作業）

とび（とび作業）

左官（左官作業）

ブロック建築（コンクリートブロック工事作業）

タイル張り（タイル張り作業）

畳製作（畳製作作業）

防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）

内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）

熱絶縁施工（保温保冷工事作業）

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

表装（表具作業、壁装作業）

塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、噴霧塗装作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

園芸装飾（室内園芸装飾作業）

造園（造園工事作業）

金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業、高周波・炎熱処理作業）

機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、数値制御旋盤作業、平面研削盤作業、マシニングセンタ作業）

仕上げ（機械組立仕上げ作業）

機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）

電子機器組立て（電子機器組立て作業）

広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）

フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(3) 単一等級技能検定を実施する職種（作業名）

路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカーク工作業、加熱ペイントマシンマーカーク工作業）

産業洗浄（高圧洗浄作業）

2 受検資格

受検資格は、1級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第64条の6に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、1級技能検定については規則第65条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定により、単一等級技能検定については同条第7項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

平成21年7月26日（日）に学科試験を実施する職種については、同年6月8日（月）から同年8月16日（日）までの間、そのほかの職種については、平成21年6月8日（月）から同年9月13日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 1級及び2級

職 種	学科試験日
造園、金属熱処理、金属プレス加工、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成21年8月23日（日）
機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製	平成21年8月30日（日）

造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ	
園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾	平成21年9月6日（日）

イ 3級

職 種	学科試験日
園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、広告美術仕上げ、フラワー装飾	平成21年7月26日（日）
金属熱処理	平成21年8月23日（日）

ウ 単一等級

職 種	学科試験日
産業洗浄	平成21年8月23日（日）
路面標示施工	平成21年9月6日（日）

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成21年6月1日（月）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第13の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

平成21年4月2日（木）から同月15日（水）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、同月15日（水）の消印のあるものまでを受け付ける。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	16,500円	3,100円
婦人子供服製造	13,700円	

ただし、3級を受検する者（公共職業能力開発施設の訓練生、職業能力開発総合大学校の訓練生、認定職業訓練施

設の訓練生（就職している者を除く。）、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専修学校又は各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者に限る。）に係る実技試験の手数料の額は、11,000円とする。

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 合格者の受検番号は、平成21年7月26日（日）に学科試験を実施する職種については平成21年8月28日（金）に、そのほかの職種については平成21年10月2日（金）に島根県報で公告する。

(2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成21年7月26日（日）に学科試験を実施する職種については平成21年8月末頃に、そのほかの職種については平成21年10月上旬に書面で通知する。

(3) 1級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

平成21年度技能検定試験（随時実施する3級、基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。

平成21年3月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 実施職種

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

(3) 基礎2級

紙器・段ボール箱製造

2 受検資格

受検資格は、3級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条の4に規定する者とし、基礎1級及び基礎2級技能検定については規則第64条の5に規定する者とする。ただし、3級技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、3級技能検定については、規則第65条第4項の規定により、基礎1級技能検定については同条第5項の規定により、基礎2級技能検定については同条第6項の規定による。

4 試験実施期日

試験は実技試験及び学科試験によって行い、試験実施期日は別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

6 試験問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。

7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、3級技能検定については規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎1級技能検定については規則別表第13の3の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、基礎2級技能検定については規則別表第13の4の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島1丁目4番地5号 SPビル2F

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間

申請書類は随時受け付ける。なお、郵送する場合は、書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(4) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	16,500円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	13,700円	

9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

10 合格発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否結果については、島根県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格者には、島根県知事名の合格証書を交付する。

11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。